



全力投球

石部中学校 校報
 湖南省宝来坂四丁目3-1
 TEL:77-3781 FAX:77-6802
<http://www.edu.konan.jp/ishibe-jh/>

さあ3月、今年度締めくくりの月！！

「有終の美」という言葉があります。辞書で引くと、「物事をやりとおし、最後を立派に仕上げること。結果が立派であること。」とあります。この意味を少しかみ砕いて考えると、自分のたてた目標に向かって努力を積み重ね、コツコツと取り組み、そして最後を立派に仕上げること、そして結果が立派であること、ということになります。

さて、皆さんのこの1年はどのような1年だったでしょうか。昨年の4月にたてた目標に向かってコツコツと努力できたでしょうか。もし、「自分はしっかりやりきった。」と自信を持って言える人がいたら、とても素晴らしいことだと思います。そのような人は、自分の忍耐力や意欲の持続力に自信を持ってほしいと思います。でも、ちょっと努力が足りなかった、自分に負けてしまって途中で気が抜けてしまった、という人もいます。そんな人は、残りの日々をもう一度気を取り直して、そして初心に戻ってがんばってほしいと思います。

私は、「有終の美」という言葉を、「最初から最後までずっと気を抜かずに努力できたらそれは素晴らしいことであるが、人間はなかなかそのようにはできるものではない。しかし、最後の踏ん張りというか、最後の最後に気を取り直して精一杯努力して物事を終わることができれば、それは素晴らしいことである。」という意味もあると思っています。つまり、この1年の締めくくりとして、この時期に一人ひとりが精一杯がんばり、気持ちのよい終わり方をしてほしいと思っているのです。

学級での生活も残りの日々をみんなが協力して過ごし、よい雰囲気の中で新しい年度を迎えるのです。色々なことや気まずいことがあったとしても、それを最後まで引きずらずに、気持ちよく終わってほしいと思っています。

3年生の皆さんについては、約半数の人が県立高校の受検を3月10日にひかえています。まずはそれに全精力を注いでほしいと思います。そして、縁があって一緒になったクラスメイトとの残り少ない学級生活を大切にしてほしいと思っています。

「立つ鳥跡を濁さず。(立ち去る者は、きれいに後始末すべきであるということ。また、退きぎわが潔く、きれいなことのたとえ。)」という言葉もあります。この言葉と「有終の美」とは少し違った意味ですが、私は相通じるものがあると考えています。

3年生の皆さんは清い姿で本校を巣立ってほしいと思います。また、1,2年生の皆さんは、今年度を終わりにあたり、「有終の美」で日々を過ごし、「立つ鳥跡を濁さず」のように新しい年度に羽ばたいてほしいと願っています。

生徒会新執行部紹介

去る11月26日(水)、生徒会選挙が行われ新生徒会長・副会長が決定しました。また、後日執行部の組閣が行われ、新しい生徒会執行部が下表のように決定しました。

学習や部活動等に忙しいと思いますが、執行部の皆さんには、生徒会の中心となってよりよい石部中学校を築いてほしいと思います。皆さんのがんばりを期待しています。

旧執行部の皆さん、1年間色々のご苦労様でした。皆さんのがんばりに敬意を表します。

役職名	氏名(イニシャル)	役職名	氏名(イニシャル)
生徒会長	I . K	保健安全委員長	M . H
生徒会副会長	W . R N . M	栄養委員長	U . K
生活委員長	Y . A	図書委員長	M . M
体育委員長	T . K	書記	K . R H . M H . H
環境委員長	H . N	会計	Y . N K . S

卒業式のご案内

第34回卒業式を下記のとおり挙行いたします。本年度は県立高等学校入試の合格発表の日程の関係で、土曜日開催となりますので、3月16日(月)は、1、2、3年生とも振り替え休日となります。よろしくご承知おきください。

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成21年3月14日(土) 午前9時15分 開式 |
| 2. 場 所 | 石部中学校体育館 |
| 3. 備 考 | 3年生保護者の皆様は、8時30分～8時55分までに体育館玄関にて受付をお済ませください。なお、印鑑・上履きをご持参ください。 |

携帯電話の学校持ち込みの禁止について

このことについて、文部科学省では文部科学省初等中等教育局長名で、平成21年1月30日に各都道府県教育委員会等に通達を出しました。

内容は、次のようになっています。(抜粋)

1. 学校における携帯電話の取扱いについて

学校及び教育委員会においては、学校における携帯電話の取扱いに関して、各学校や地域の実態を踏まえた上で、次に示す指針に沿って、基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

指導方針の作成及び実施に当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、指導方針と併せて携帯電話の学校への持ち込みの問題点について周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得つつ、協力体制を構築すること。

(1) 小学校及び中学校

- 1 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とすべきであること。
- 2 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持ち込みの許可を申請させるなど、例外的に持ち込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

2. 学校における情報モラル教育の取組について

学校への携帯電話の持ち込みの禁止や、使用禁止を行うことだけでは、児童生徒を「ネット上のいじめ」やインターネット上の違法・有害情報から守ることはできないことから、このような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考慮して行動することや有害情報への対応などの情報モラルをしっかりと教えることが重要であること。

3. 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

各学校及び教育委員会においては、上記の情報モラル教育の充実とともに、「いじめの問題への取組の徹底について」を踏まえ、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の更なる徹底を進めていくこと。

4. 家庭や地域に対する働きかけについて

「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者とその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要があること。

学校・教育委員会等は、児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、引き続き、保護者を始めとする関係者に対し、効果的な説明の機会を捉えて携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めること。

本校でも、この通達を踏まえ、携帯電話の学校持ち込みの原則禁止や情報モラルの指導等について検討していく予定をしておりますので、各ご家庭でもご協力いただきますようお願いいたします。